

秋田県公報

冊 次

秋田県知事
田嶋 隆一

監査委員会公告

監査委員会公告第15号

平成13年秋田県告示第267号で告示された外部監査契約により、包括外部監査が執行され、その結果が秋田県知事に報告されたところ、当該監査の結果に基づき（又は当該監査の結果を参考として）講じた措置について知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成14年12月3日

秋田県監査委員 辻 久 男
秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
秋田県監査委員 山田 昭 郎
秋田県監査委員 小玉 和 夫

財 1163

平成14年11月20日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺田 典 城

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成14年2月8日付で包括外部監査人高井宏司から提出された監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	監査年月日	平成13年8月30日 (他に8/2,11/29,1/9)
1 総合生活文化会館		
指摘事項	<p>(監査意見)</p> <p>1 自主事業の運営について 県の芸術・文化の拠点としてのレベルを維持する必要があるため、入場者増加に結びつくあらゆる施策を実施し、入場料収入及び協賛金収入の増加に努力する必要がある。</p> <p>2 県婦人会館に対する委託業務（子どもサロン）について 他の委託契約書に比べ業務の内容の具体性が極めて希薄である。具体的な内容を記載した取り決めを作成すべきである。</p> <p>3 当初収支計画と実績の比較について 開設当初の収支の検討は行われているが、中・長期の実績との差異を比較・検討し、差異の原因分析を行うことも重要である。</p>	
改善措置	<p>(監査意見)</p> <p>1 自主事業の運営について 自主事業の開催にあたっては、ポスター、チラシの掲示や配布、テレビのスポット放送やラジオでの広報、新聞への広告掲載を実施しています。</p> <p>また、インターネット「美の国あきたネット」における当館ホームページを利用したのコンサート等のPRも実施しています。さらに、情報提供サービス会員として登録（現在約1,000人）してもらい事業の情報を提供しているほか、職員による関係機関への広報活動も行っています。</p> <p>今後は、小・中学生を対象とした「ピクニックコンサート」や、一般の方を対象とした「昼のプロムナード・コンサート」の充実を図り、クラシックファンの方の視野を広げてまいります。また、自主事業の企画選考については、入場者に対するアンケートの結果を踏まえるとともに、公募委員等による企画選考懇談会の充実を図り、より広く県民のニーズを捉えたものにしてまいります。</p> <p>さらに、従来の広報活動に加えて、一過性の効果が強いテレビ</p>	

指 摘 事 項	<p>ビデオ放送に替えて、より多くの県民の目に触れる新聞広告の掲載やリピーターとなる可能性の高い情報提供サービス会員を増やすなどして、入場者数、入場料収入の増加に努めてまいります。</p> <p>2 県婦人会館に対する委託業務について (財)秋田県婦人会館との平成14年度業務委託にあたり、業務内容として、環境の整備、環境の美化、情報の提供などについてどのように行ったかを記録した業務日誌の作成を義務づけました。 平成15年度の業務委託に当たっては、この業務日誌の内容を踏まえてより具体的な内容を記載した仕様書を作成するよう努めます。</p> <p>3 当初収支計画と実績の比較について 秋田県男女共同参画センターの開設など施設の変更もあることから、新たに中・長期の収支計画を策定し、計画と実績の差異を比較・検討し、より効率的な運営に努めてまいります。</p>		
	監査箇所名	2 金属鋳業研修技術センター	監査年月日 平成13年9月11日
	<p>(監査結果)</p> <p>1 管理運営委託費の消費税算出について計算誤りがあり、33,274円が支払い過小となっている。</p> <p>2 財団法人秋田県資源技術開発機構(以下「機構」という。)が行う行政財産部分の管理業務の再委託契約に関して、県は明示的な承認手続きをとる必要がある。 (監査意見)</p> <p>1 ゲストハウスの稼働率を高めるために宿泊対象者をゲストだけでなく、より多くの一般研修者が利用できるように予約方法、料金設定等の施策をさらに検討する必要がある。</p> <p>2 宿泊施設について研修者、講師等、施設の設置目的に合う利用割合を示す資料を作成しておく必要がある。</p> <p>3 県が直接支給する派遣職員の給与手当については、県は委託費と給与を合算した上で運営コストを把握する必要がある、機構も決算書の注記などにより情報開示を行い、透明性を高める</p>		

指 摘 事 項	<p>改善措置</p> <p>(監査結果)</p> <p>1 消費税の支払い不足分は平成14年度において機構へ支払うることとし精算します。</p> <p>2 平成14年度から機構の再委託承認申請を受け、県が承認手続きを行うよう改善しました。 (監査意見)</p> <p>1 ゲストハウスは、ゲストだけではなく一般研修者の方も利用できる旨を予約時などにお知らせするとともに、ホームページでの情報提供を行っております。また、研修生等の長期利用(3泊以上)料金を設定して利用率の向上に取り組んでおります。</p> <p>2 施設の利用状況を「研修生」「講師」「県内企業」「県外企業」「一般人・県内外」別などに集計し、月別に利用状況がわかるようにしました。</p> <p>3 県が直接支給する給与等と委託費を合算し運営コストを把握するよう取り組んでおります。また、理事会に提出する収支計算書に、派遣職員の給料、扶養手当等の支給内容について明記します。</p> <p>4 特殊業務以外では、平成14年度から受水槽清掃、冷暖房施設維持管理、消防用設備点検、植栽木維持管理の再委託について2人以上からの見積もり合わせを実施し契約の適正性と経済性を図り、今後すべての委託についても見積もり合わせを行います。</p>		
	監査箇所名	3 秋田県生物資源総合開発利用センター(秋田県農業研修センター)	監査年月日 平成13年8月1日
	<p>(監査意見)</p> <p>1 宿泊施設(ホテルうたせ)の利用状況について</p>		

改善措置	<p>1 宿泊施設（ホテルうたせ）の利用状況について 平成13年度からは秋田県生物資源総合開発利用センター（以下「センター」という。）を再編し、農業研修センターとして研修部門を強化しております。 平成14年度の改善のための新たな取り組みとしては、パソコンを利用した女性起業者を対象とする農業簿記研修や営農指導員を対象とするプレゼンテーション能力の向上研修等の宿泊型の研修を企画し積極的に広報したほか、生態系公園を活用した自然観察・体験学習等の自主研修での施設利用についても、ホームページを活用して、積極的、リアルタイムに広報を実施しております。 また、小・中・高等学校や農業関係団体等約600カ所に研修案内等を送付し、施設利用の広報を実施しております。 2 当初事業計画の策定について センターについては簡素で効率的な行政運営をめざし、平成13年度に農業研修センターに改組しております。 また、平成14年度以降においては、再編時の当初事業計画と実績を随時比較検討し、適切な管理運営を実施してまいります。</p>		
	監査箇所名	4 秋田ふるさと村	<p>監査年月日 平成13年10月17日</p>
	指摘事項	<p>（監査結果） 1 県の無償貸付備品の管理状況について</p>	

改善措置	<p>1 県の無償貸付備品の管理状況について 無償貸付契約については、ご指摘のあった平成11、12年度分を含め、秋田ふるさと村開業以来の物品無償貸付については全て精査のうえ、平成13年10月24日付で改めて無償貸付契約を締結するとともに台帳整備を行い、あわせて、備品ラベル等の貼り付け手続を行いました。 （監査意見） 1 業務の一部再委託の契約方法について 平成14年度からすべての契約について、見積書を徴しております。 また、契約内容の特殊性により相手方が特定される保守点検業務を除き、県財務規則に準じて、複数の業者から見積もりを徴しております。</p>		
	監査箇所名	5 秋田県立近代美術館	<p>監査年月日 平成13年10月17日</p>
	指摘事項	<p>（監査結果） 1 備品の管理状況について 物品にラベルを貼付し、備品管理を徹底すべきである。 （監査意見） 1 館蔵品の管理について</p>	

<p>館蔵品の管理について、より精度を高める方法を検討することが望まれる。</p> <p>2 他から借り受けた作品の展示上のリスクについて 他から借り受けた作品の展示中の不測の事態に対応するため、監視体制の一層の徹底を図る必要がある。</p> <p>3 入館者の漸減傾向に対する対応について ちらし・イベント案内の作成や館内放送などにより積極的にPRし、ふるさと村との共存・共栄を図ることが望まれる。</p>	<p>改善措置 (監査結果)</p> <p>1 備品の管理状況について 備品管理ラベルを貼付し、備品の個別管理ができるよう是正いたしました。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 館蔵品の管理について 随時サンプリングによる現物照合の実施をするとともに、館蔵品の所在を確認することにより、その管理保全をさらに徹底してまいります。</p> <p>2 他から借り受けた作品の展示上のリスクについて 作品展示中の不測の事態に対応するため、各展示室及びバリエーションスペースに監視カメラを設置すると同時に、解説員(非常勤職員13名)を配置して監視体制を徹底しております。 また、入館の際に手荷物等の制限による事前の対処もいたしております。</p> <p>作品の展示についても、パーテーションやロープの使用などにより不測の事態を未然に防げるよう配慮しております。 今後も、監視体制の徹底を図ってまいります。</p> <p>3 入館者の漸減傾向に対する対応について 企画展の展示の工夫、移動展の開催などにより、美術ジャンルの拡大を図るとともに、ふるさと村との連携をより密にし積極的なPRなどの実施により、美術館の入館者増につなげてまいります。</p>	<p>監査箇所名 6(1) 秋田県立中央公園</p> <p>監査年月日 平成13年11月27日</p>
--	---	---

<p>指摘事項 (監査結果)</p> <p>1 月別歳入状況表と調定額の照合について 建設事務所では、公園管理事務所で收受した利用料について、利用申請書等の証拠書類と歳入額を照合する手続きを行っていなかったため、照合が容易に出来ない状況であった。 少なくとも月次で「月別歳入状況表」と調定額の一致を確認する必要がある。</p> <p>2 公有財産の記録の不備 公有財産台帳上に登録されている資産と現物との照合作業を早急に実施し、正確な県有財産の把握・保全に努める必要がある。 (公有財産台帳上の資産と現物との照合、台帳への登録誤り・登録漏れ) また、工作物について、公有財産台帳に記載されている金額はすべて当初の取得価格となっており、評価替えが行われていない。資産の適正な評価のため、原則どおり価格改定を実施すべきである。</p> <p>3 消費税について 消費税の計算過程において事務的な誤りが見られた。平易な計算フォームを作成するなどして、事務処理誤りをなくするようすべきである。</p> <p>4 業務の再委託について 業務の一部再委託について、再委託を承認したことについて明示的には書類等で示されていない。 県は、毎期、公社の再委託締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。</p>	<p>改善措置 (監査結果)</p> <p>1 月別歳入状況表と調定額の照合について 利用申請書等と歳入額との照合は、平成14年度から毎月行っております。</p>
--	---

指摘事項	2 公有財産の記録の不備 公有財産の管理事務を所掌する秋田建設事務所において照合作業を行うとともに、台帳への登録誤り、登録漏れを是正します。 また、価格改定については、新システムに移行する平成15年度から管財課が一括して行う予定となっております。 3 消費税について 過大に支払った委託料については、平成14年3月29日県に返還されており、平成14年度からは、このようなことのないよう周知徹底を図り、適正な処理に努めております。 4 業務の再委託について 今後は、事前に再委託承認手続きをすよう求めます。	
	監査箇所名	6(2) 秋田県立小泉潟公園
	監査年月日	平成13年11月27日

指摘事項	改善措置 (監査結果) 1 公有財産の記録の不備 公有財産の管理事務を所掌する秋田建設事務所において追加記録するとともに、今後は、漏れなく記録されるよう周知徹底を図ります。 2 業務の再委託について 今後は、事前に再委託承認手続きをすよう求めます。 3 消費税について 過大に支払った委託料については、平成14年3月29日県に返還されており、平成14年度からは、このようなことのないよう周知徹底を図り、適正な処理に努めております。	
	監査箇所名	6(3) 秋田県立北欧の杜公園
	監査年月日	平成13年9月11日

<p>に行われていることを確認する必要がある。</p> <p>6 業務の再委託について 業務の一部再委託について、再委託を県が承認したことについて明示的には書類等で示されていない。 県は、毎期、公社の再委託締結の際には、契約の適正性、経済性等を検証し、承認したことを明示的に示すべきである。</p>	<p>改善措置 (監査結果)</p> <p>1 備品の管理について 平成14年5月31日までに県に返却されております。</p> <p>2 出張命令について 決裁手続きを完了しております。</p> <p>3 職員共済費の負担について 平成14年度から、職員共済費の負担関係を協定書に明示しております。</p> <p>4 消費税について 過大に支払った委託料については、平成14年3月29日県に返還されており、平成14年度からは、このようなことのないよう周知徹底を図り、適正な処理に努めております。</p> <p>5 委託費の精算について 今後は、必要に応じ状況調査を実施するなど、委託費の精算確認を適正にしていまいります。</p> <p>6 業務の再委託について 今後は、事前に再委託承認手続きをするよう求めます。</p>		
<p>監査箇所名</p> <p>6(4) 各公園共通</p>	<table border="1"> <tr> <td>監査年月日</td> <td>平成13年9月11日 ～ 平成13年11月27日</td> </tr> </table>	監査年月日	平成13年9月11日 ～ 平成13年11月27日
監査年月日	平成13年9月11日 ～ 平成13年11月27日		
<p>指摘事項</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 当初見込利用者数との乖離及び行政コストについて (1) 当初見込利用者数との乖離について 中央公園、小泉潟公園、北欧の杜公園いずれも当初見込利用者数が予想を下回っている。その原因分析と抜本的な利用者誘致の方策を検討する必要がある。 (2) 行政コストについて</p>			

公園における入場者1人当たりの行政コストは中央公園1,318円、小泉潟公園1,153円、北欧の杜公園5,034円と試算され、いずれも施設の原価償却費すら回収できていない。施設の有効利用のため、県内外に対して積極的なマーケティング活動を行い、集客に努める必要がある。

2 都市公園の整備について
既に整備されたレクリエーション活動のための施設については、今後、サービスマン提供能力の維持を図るとともに、イベント開催やマーケティング活動を通じて最大限有効利用していく必要がある。しかし、将来的な課題とされている「1人当たりの都市公園面積」の拡大、その一環としての北欧の杜公園第3期工事計画の実行については、県北の豊かな自然をそのまましておくといい発想転換も含め、利用人員等については現実的な予測を行い、さらに建設費用のみならず維持運営に係る費用も合理的に見積もった上で、県民の意見を反映させた意志決定が望まれる。

3 派遣人件費について
県からの出向者に係る職員給料が総合会社の収支計算書上に現れず、出向前と同じ県の負担となっている。県の支払う委託費が、公園の管理運営に係る実際のコストを表さないといい点で透明性に問題がある。
県は、情報公開の対象とするだけでなく、積極的な情報提供に努めるとともに、総合会社も決算書の注記等により情報開示を行い、透明性を高めることが必要である。
また、公園管理運営の要職に、短期間(原則3年)の派遣職員を充当することが必ずしも適切とは言えず、プロパー職員の充実を図る必要がある。

4 公園の果たすべき多様な役割について
「秋田21総合計画」における公園維持管理事業の目標として、都市計画課が掲げているのは「余暇活動の場の提供」としての利用についてである。しかし、小泉潟公園は、教育ゾーンや自然保護ゾーンも含んでおり自然や資源の保存及びそれらの知識の普及も含まれるはずである。なかでも「女潟湿原植物群落」は、県天然記念物の指定を受けており、湿原の現状維持や生態系の保存は重要な県の課題と思われる。しかし、湿原につ

	<p>いては、教育庁生涯学習課の管轄となっており、これに関する中・長期課題や調査、保存といった具体的な業務実施計画は明確には掲げられていない。</p> <p>今後は、総合的な観点から小泉瀧公園の「果たすべき役割」を捉え直し、目標、年次計画及び予算策定並びに事業評価のプロセスが取られることが望まれる。</p> <p>改善措置</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 当初見込利用者数との乖離及び行政コストについて</p> <p>(1) 当初見込利用者数との乖離について</p> <p>当初見込利用者数と実績との乖離の原因として、近隣施設の充実や県有施設の未整備が揚げられます。</p> <p>そのため、イベント内容の充実やリピーター対策を行い、誘客に努めてまいります。</p> <p>(2) 行政コストについて</p> <p>公園は、県民が健康増進や教育の場として低廉で良好なサービスが受けられるよう整備しております。</p> <p>なお、オートキャンプ場等の施設については、有効活用を図るため、積極的なマーケティング活動を行い、集客に努めてまいります。</p> <p>2 都市公園の整備について</p> <p>当面は、既存施設の利便性や利用者に対するサービスの低下をきたさないよう維持管理を行うとともに、イベントの開催や広報活動により誘客を図り、施設を最大限活用できるよう努めます。</p> <p>なお、今後の施設整備や維持管理に当たっては、現実的な見積もりと県民のニーズを踏まえたうえで対応してまいります。</p> <p>3 派遣人件費について</p> <p>施設の管理コストは、行政コスト計算の中で明らかにするとともに、総合会社の決算書においても注記等により明らかにします。</p> <p>また、県の派遣職員については段階的に削減し、プロパー職員に切り替えてまいります。</p> <p>4 公園の果たすべき多様な役割について</p> <p>小泉瀧公園の「女湯温泉植物群落」は、県教育委員会が昭和</p>
--	---

	<p>62年3月17日に貴重な植物群落として天然記念物に指定し、保護してきておりますが、今後は、植物群落周辺の環境変化を考慮に入れながら中・長期的な保存策を検討してまいります。</p> <p>指摘事項</p> <p>7 秋田県森林学習交流館</p> <p>監査箇所名</p> <p>監査年月日</p> <p>平成13年7月12日 平成13年11月26日</p> <p>(監査結果)</p> <p>1 管理運営委託費の余剰金の県への返納について</p> <p>平成12年度において発生した余剰金(7,418円)が払い戻されておらず、県へ払い戻す必要がある。</p> <p>2 展示室内の展示品類の公有財産台帳及び備品原簿への登録について</p> <p>公有財産等に記載がないため、台帳に登録する必要がある。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 当初計画と実績との乖離について</p> <p>当初計画時点から一般目的利用を相当程度考慮した運営を想定したものと思われ、現在では、研修を目的とした宿泊者の割合が一般利用者より少ない状況となっている。</p> <p>このため、今後、研修目的の利用を高めていくための施策を検討する必要がある。</p> <p>2 県の事業評価について</p> <p>事業評価において、宿泊を伴う利用者は減少傾向にあるが、森林学習交流館を訪れる人は増加傾向にあるとの記述について、根拠となる指標がないため、今後、事業の質やソフト面も考慮した有効利用の指標を検討した上で、事業評価に対して適切に反映させていくべきである。</p> <p>改善措置</p> <p>(監査結果)</p> <p>1 管理運営委託費の余剰金の県への返納について</p> <p>余剰金は、平成13年12月21日、(社)秋田県林業コンサルタントより県に返納されました。今後、委託費については適正に事務処理をいたします。</p> <p>2 展示室内の展示品類の公有財産台帳及び備品原簿への登録について</p>
--	---

<p>公有財産台帳（工作物、建物従物）及び備品原簿への登録は、平成13年度において登録を完了いたしました。</p> <p>（監査意見）</p> <p>1 当初計画と実績との乖離について</p> <p>当該施設は、森林・林業に関する学習・研修の機会の提供、林業従事者等の交流を促進する施設ですが、学習・研修だけの利用では維持運営が困難と予測されたこと、空港周辺の一般向け中級宿泊施設としての利用も考慮したことなどから、当初計画より一般目的の利用も視野に入れております。</p> <p>今後、宿泊研修の利用を高めていくため、次の点について重点的に取り組んでまいります。</p> <p>「森の学校」（常設企画イベント）の宿泊プランを増加させます。</p> <p>「総合的な学習の時間」などを活用した宿泊・体験学習の受け入れを教育委員会等へ働きかけていきます。</p> <p>旅行会社等と提携し、都市と山村交流イベントなどの実施を検討いたします。</p> <p>新たなリピーターを発掘し、固定客層の拡大を図ります。</p> <p>2 県の事業評価について</p> <p>評価の適正化を図るため施設別利用者数を明確にし、施設の有効利用に反映できるように努めてまいります。</p>	<p>模の施設を建設した背景もあるが、利用者数と比較すると施設の規模がかなり大きいといえる。射撃の普及振興が施設の目的であり、施設規模に見合う利用者数を確保することが重要である。</p> <p>2 当初計画について</p> <p>計画時の施設運営にかかわる中・長期収支計画において、総合射撃場建設の（数値等で示した）具体的な目的が明らかになっていない。計画時にこれらを明らかにしておくことが望ましい。運営開始後に計画と実績を比較するうえでも必要である。実績面では、総合射撃場の建設が射撃の普及振興という施設の目的に対して、どの程度有効であったかの把握や分析が十分になされていない。コストに見合った効果を上げているかについて把握し、今後の施設の運営に役立てるべきである。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 210 660 719"> <p>監査箇所名</p> <p>8 秋田県立総合射撃場</p> </td> <td data-bbox="555 719 660 1070"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 719 660 860"> <p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p> </td> <td data-bbox="555 860 660 1070"> <p>平成14年2月7日</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>監査箇所名</p> <p>8 秋田県立総合射撃場</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 719 660 860"> <p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p> </td> <td data-bbox="555 860 660 1070"> <p>平成14年2月7日</p> </td> </tr> </table>	<p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p>	<p>平成14年2月7日</p>	<p>改善措置</p> <p>（監査結果）</p> <p>1 固定資産の管理について</p> <p>管理ラベルを貼るなど、現物を個別管理できるように是正いたしました。</p> <p>（監査意見）</p> <p>1 施設規模と利用者数の比較について</p> <p>総合射撃場の建設規模については、安全性の面から人家から離れた広大な敷地を必要とすること。又、施設の建設については各種公式試合の開催や東北ないし全国規模の大会開催を前提に、日本クレー射撃協会及び日本ライフル射撃協会の検定公認、国体の競技施設基準を満たす規模の確保が必要であったことによるものであります。</p> <p>又、利用者の確保については、競技団体とも連携し、団体・東北大会、各種競技大会のほか、競技力向上に向けた強化練習会の開催等で増加に努めてまいります。</p> <p>2 当初計画について</p> <p>利用者は公安委員会の銃所持許可を有する者に限られること。又、銃の価格も高額で弾の経費も高いため、競技者の基礎となる中・高校生への普及も容易でなく、普及の数値化は困難であります。実績面では団体等の大会成績などを指標として建設効果としたいと考えております。平成11年度にはクレー射</p>
<p>監査箇所名</p> <p>8 秋田県立総合射撃場</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 719 660 860"> <p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p> </td> <td data-bbox="555 860 660 1070"> <p>平成14年2月7日</p> </td> </tr> </table>	<p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p>	<p>平成14年2月7日</p>		
<p>監査年月日</p> <p>平成13年6月15日</p>	<p>平成14年2月7日</p>				
<p>指摘事項</p> <p>（監査結果）</p> <p>1 固定資産の管理について</p> <p>物品については現物に固有番号を付した管理ラベルが貼付されていないため、台帳と現物間の照合が困難となっている。管理ラベルを貼るなどして、現物を個別管理できるようにすべきである。</p> <p>（監査意見）</p> <p>1 施設規模と利用者数の比較について</p> <p>総合射撃場の建設費21億円、年間発生コスト約1億円に対して1日平均利用者数は約10名である。全国大会を開催できる規</p>					

			<p>撃が団体で総合優勝を果たすなど着実に効果をあげており、今後とも競技力向上に努めてまいります。</p>
監査箇所名	<p>9(1) 秋田県中央地区老人福祉 総合エリア</p>	<p>監査年月日 平成13年7月11日 ～ 平成14年2月7日</p>	
指 摘 事 項	<p>(監査結果)</p> <p>1 固定資産の管理について</p> <p>ア 物品無償貸付及び譲与契約書について 県と事業団との「物品無償貸付及び譲与契約書」については、平成10年4月1日の契約書しかないので、実態に合わせて新しい契約を早急に締結すべきである。</p> <p>イ 固定資産の管理状況について 修理が必要なまま倉庫に保管していた物品があるので適切な処置を早期に取ること。</p> <p>ウ 寄付された物品について 寄付物品について暫定的な評価額により固定資産として計上されているが、統一的なルールを定め運用することが必要である。</p> <p>エ 介護用品について 中央エリアへの委託物品の中で、LL財団が使用している「高齢者総合相談センター」及び「介護実習・普及センター」内にある物品について、県とLL財団との間において「物品無償貸与契約」を結ぶことが必要である。</p>		
改 善 措 置	<p>(監査結果)</p> <p>1 固定資産の管理について</p> <p>ア 物品無償貸付及び譲与契約書について 物品との突合を指導したうえで、平成14年4月1日付けで新たに契約を締結いたしました。</p> <p>イ 固定資産の管理状況について 早急に適切な処置をするよう指示し、平成13年度中に修理を実施いたしました。</p> <p>ウ 寄付された物品について 事業団において評価方法を含めた「寄付金及び寄付物品事</p>		

			<p>務取扱要領」を作成し、統一的に処理を行うこととしたしました。</p> <p>エ 介護用品について 「高齢者総合相談センター」及び「介護実習普及センター」内の物品について、県とLL財団で平成14年4月1日付け物品無償貸与契約を締結いたしました。</p>
監査箇所名	<p>9(2) 秋田県南部老人福祉総合 エリア</p>	<p>監査年月日 平成13年7月11日 ～ 平成14年2月7日</p>	
指 摘 事 項	<p>(監査結果)</p> <p>1 利用料収入の管理について 月別収入状況と歳入月別整理票を照合したが、差異が見られたため、県はエリア任せにせず、事務が適正に実施されているかどうか、利用料月額合計と県の調定額を照合するなどの措置を採る必要がある。</p> <p>2 固定資産の管理について</p> <p>ア 心電計(1,632,000円)に固定資産ラベルが貼り付けされていない。</p> <p>イ 固定資産物品台帳と財産目録とを照合すると差異が見られた。</p> <p>・ 養護老人ホームの固定資産物品台帳が少なく記載されている。</p> <p>・ 軽費老人ホームの固定資産物品台帳への記載もれがあった。</p> <p>ウ 寄付物品について暫定的な評価額が付されているが貸借対照表に計上されていない。</p> <p>3 委託費の精算書について</p> <p>ア 清算書について コミュニケーションセンターに係る委託費の精算書と事業団の収支計算書を照合したが、県科目への組み替えた過程を示す資料が添付されていないことから、確認出来ない部分があるため、組替表を作成し、それに従い県科目にするとともに、(総費用 - 総収入)の形で明確に示すことが必要である。</p> <p>イ 消費税の計算について</p>		

	<p>事業団本部で消費税の納入を行うため、前年度の確定消費税率を上乗せして委託費を計算しているが、委託費精算時には、既に支出内容が確定しているため、全支出科目を税抜きで捉え、それに5%を上乗せして委託費を算出することが、正確性及び明瞭性の観点から必要である。</p> <p>4 業務の一部再委託について</p> <p>ア 委託契約書第10条において事業団は第三者に委託業務の一部を委託し、又は請け負わせる場合は県の承認を得ることとなっているが、明示的な承認を得ていない。契約書の趣旨に沿って、再委託契約が、適正かつ経済的に締結されているかどうか県のチェックを入れるためにも、再委託の際には明示的に承認を得るべきである。</p> <p>イ a 清掃業務委託契約については原則として競争入札に付すべきである。</p> <p> b 除雪を委託している個人については、委託契約となっているが、時間単価による臨時職員の雇用契約となっているため、雇用契約として扱う場合の基準を明確にし、各エリアで統一することが必要である。</p>
<p>改善措置</p>	<p>(監査結果)</p> <p>1 利用料収入の管理について 県収入額とエリアからの調定額については、エリア側で作成した、識別番号一覧と、県調定額を随時、照合を行うことといたしました。</p> <p>2 固定資産の管理について ア 固定資産ラベルを貼り付けしました。 イ 事業団側へ固定資産物品台帳を修正するよう指導し、台帳を修正しました。 ウ 事業団で「寄付金及び寄付物品事務取扱要領」を作成し、適正な評価額を付すなど統一的な処理とし、評価後に貸借対照表に計上することとしております。</p> <p>3 委託費の精算書について ア 精算書について 平成13年度決算から、委託費の精算については組替表を作成し、それに従い県科目に合わせるとともに「総費用」-</p>

<p>「総収入」の表記により委託費の精算を行いました。</p> <p>イ 消費税の計算について 平成14年度から、確定した対象経費の全支出科目を税抜きで捉え、それに消費税率を乗じた方法により対応してまいります。</p> <p>4 業務の一部再委託について ア 平成14年度委託分から事前に承認を行ったうえで、再委託契約を行うように改善いたしました。 イ a 競争入札制度の導入については検討するよう、事業団に對して指導を行いました。 b 除雪について、個人の作業が中心の場合は、雇用契約とするよう事業団に對して指導を行いました。</p>	<p>9(3) 秋田県北部老人福祉総合 エリア</p> <p>平成13年7月11日 ~ 平成14年2月7日</p>
<p>指 摘 事 項</p>	<p>(監査結果)</p> <p>1 委託費について 委託費の精算書と事業団の収支計算書とを照合したが、県科目への組替過程の資料が添付されていないことから、照合出来ない部分があるため、組替表を作成し、それに従い県科目にするるとともに、(総費用 - 総収入)の形で明確に示すことが必要である。</p> <p>2 固定資産の管理状況 「備品一覧」と「固定資産物品台帳」とを照合したところ記載誤りがあった。 ・ 税込み収入と、税抜き収入の不整合 ・ 入力ミスによる記載誤り ・ 数量の誤り</p> <p>3 資金の管理について 支払われた臨時雇用者に対する資金について、支出負担行為のみで、任用通知や使役調書が作成されていなかった。 また、事後的な承認による支出負担行為同もあり、臨時職員の雇用に係る規程の遵守については事業団の内部で徹底することが必要である。</p>

<p>4 業務の一部再委託について 委託契約書第10条によれば再委託を行う場合は県の承認を得ることになっているが、規程どおり行われていないため今後は明示的な承認を行うこと。</p>	<p>改善措置 (監査結果) 1 委託費について 平成13年度決算から、委託費の精算については組替表を作成し、それに従い県科目と合わせるとともに「総費用」・「総収入」の表記により委託費の精算を行いました。 2 固定資産の管理状況 記載誤りについては、金額、数量を台帳上修正いたしました。 3 資金の管理について 任用通知書等を作成するとともに、事業団の雇用関係規程を遵守するよう事業団へ指導いたしました。 4 業務の一部再委託について 平成14年度再委託分から、事前に承認を行ったうえで、再委託契約を行うように改善いたしました。</p>				
<p>指摘事項 (監査意見) 1 当初計画との乖離について 大規模施設の運営については、設置当初の収支は検討されているものの、中・長期的に設置後の維持運営費がどの程度かかり、どの程度利用料で賄えるのか等、計画と実績の乖離を分析し、施設運営等に反映させていくべきである。 今後、新たな施設の計画及び建設に当たっては、社会経済的变化に即応した柔軟な対応が望まれる。 2 総合型複合施設の意義</p>	<p>9(4) 秋田県北部老人福祉総合エリア 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 秋田県南部老人福祉総合エリア</p> <table border="1" data-bbox="478 716 702 1064"> <tr> <td>監査年月日</td> <td>平成13年7月11日</td> </tr> <tr> <td>平成14年2月7日</td> <td></td> </tr> </table>	監査年月日	平成13年7月11日	平成14年2月7日	
監査年月日	平成13年7月11日				
平成14年2月7日					

<p>(1) 世代間交流の場としてのエリア 世代間交流の場としての福祉総合エリアの有効性は、各施設別の入場者数だけでなく各施設の相互利用、或いは世代間の交流の実績及び効果に着目して判断することが必要である。 (2) 地域ネットワーク中心としてのエリア 今後の総合福祉エリアの有効活用のためには、「地域ネットワーク」の中心となる拠点」としてエリアが実施すべき業務を捉え直し、地域における福祉施設との連携整備を事業目標とする必要がある。 3 生きがい農園について 「生きがい農園」として、町所有の土地を使用して実施されているが、明示的な契約により実施されているものではない。 今後、町は、広く農園を開放する一方で、一部をエリア(県施設の入居者)にも使わせるという可能性があるため、使用料、貸付期間、現状回復義務、費用負担(どこまで町が負担し、どこからエリアが負担するかなど)を明確に県と町の間で取り決めておくことが望ましい。 また、「生きがい農園」は県の施設ではないため、この農園における「生きがい農園事業」実施の委託については、事業団との「委託契約」上、明示的にされてはいない。 「生きがい農園事業」を事業団に委託するのであれば、これを含むような条項にすることが適切と思われる。</p>	<p>改善措置 (監査意見) 1 当初計画との乖離について 老人福祉総合エリアの運営に関しては、現状の運営状況に加え、中・長期的な施設の維持運営費を把握し、今後の施設の有効活用について検討してまいります。 今後、新たな施設の計画及び建設に当たっては、将来の社会経済状況の変化などを見込み、実施してまいります。 2 総合型複合施設の意義 (1) 施設入居者や各施設の利用者の世代間交流の実績や効果を把握し、総合型福祉施設としての有効性をより高めるよう努</p>
--	---

	<p>めてまいります。</p> <p>(2) 地域福祉との連携体制をより強化するため、市町村等の各種福祉サービスへの支援や地域福祉施設との連携体制を図れるような事業展開に努めてまいります。</p> <p>3 生きがい農園について</p> <p>「生きがい農園」については、町有地の一部を主に南部エリア入居者の耕作のために使用していたのですが、平成14年度からは、大森町が「生き生き農園」として条例を整備したことに伴い、南部エリアにおいて新たに使用許可を受け、使用面積、使用期間等について明示しております。</p> <p>「生きがい農園」については、施設入居者やエリア利用者のために実施している各種行事の一部であり、「業務委託契約書」中の「その他運営に関して必要な業務」として、実施しております。</p>	
監査箇所名	10 秋田県花き種苗センター	<p>監査年月日 平成13年7月31日</p>
指摘事項	<p>(監査意見)</p> <p>1 花き種苗センター開設時の収支計画について 開設当初の中・長期収支計画が保存されていない。</p> <p>2 花き種苗の原価計算について 温室の減価償却費と育苗担当職員の人件費を含めた発生コストを把握しておく必要がある。</p>	
改善措置	<p>(監査意見)</p> <p>1 花き種苗センター開設時の収支計画について 現在360万本の優良種苗を供給しておりますが、現在の実績を踏まえた将来の収支計画を策定し、実績との比較検証を行うてまいります。</p> <p>2 花き種苗の原価計算について 現在の種苗供給価格は、毎年予算書作成時点で種苗供給に係わる直接経費について計算し設定しておりますが、今後は行政コストについて把握した上で、総合的な観点から価格を設定してまいります。</p>	

監査箇所名	11 秋田県青少年交流センター	監査年月日	平成13年8月28日
指摘事項	<p>(監査結果)</p> <p>1 固定資産管理について 各備品について分類ラベルの貼付が必要である。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 建設当初の利用目標について 過去2年間の青少年団体の利用割合は4分の3から3分の2へと減少傾向にあるため、本来の設立目的に沿った青少年利用割合を増やす方が必要である。</p> <p>2 青年会館に対する委託契約の問題点について 施設の運営効率化を高める観点から、研修室、会議室及び体育館を含め、施設の管理運営をすべて財団に委託すべく、見直しを提案した。</p> <p>3 民間施設との競合関係について 宿泊施設と施設内の食堂とは民間との競合関係が生じないように、現在以上に青少年教育振興目的の利用割合を高める必要がある。</p>		
改善措置	<p>(監査結果)</p> <p>1 固定資産管理について ラベルを貼付し、備品の個別管理ができるよう是正いたしました。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 建設当初の利用目標について 青少年利用割合を増やすため、既存事業の充実と事業の新設により「学校外活動の支援・青少年団体の活動支援と育成」を重点目標として施策を展開しております。また、青年会館においても、青少年団体の利用率が高くなるよう一層魅力ある自主事業の実施に努めることとしております。</p> <p>2 青年会館に対する委託契約の問題点について 青少年教育振興のため設立されたユースハルは、充実した青少年研修を運営・実施することが県の責務であると考えられる</p>		

指摘事項	<p>教育的施設であることから、全面的に青年会館に管理運営業務を委託することは不可能と考えられます。</p> <p>しかしながら、青少年団体等利用者の利便性を考慮すれば、研修室・会議室に係る料金徴収、利用者に対する館内案内、支払事務等を青年会館に委託し運営していくことは可能であることから、改善に努めてまいります。</p> <p>今後、県と青年会館がさらに連携を密にすることで、青少年団体等利用者には不便を感じさせることのないよう努めてまいります。</p> <p>3 民間施設との競合関係について</p> <p>民間との競合関係を生じないよう競技団体主催の大会参加に伴う宿泊については、旅館業組合の協定料金によることとしております。なお、今後とも主催事業及び施設の広報活動の充実を図り、青少年教育振興目的の利用割合向上に努力してまいります。</p> <p>食堂部分については、コーンパル利用者の利便性を考慮し、低料金で利用できるよう事業者に要請していることから、減免いたしております。また、客席部分については、食堂に限らずコーンパル利用者のための共有スペースでもあることから使用料の徴収対象とはいたしておりません。</p>		
	監査箇所名	12 行政コストについて	<p>平成13年6月15日 ～ 平成14年2月7日</p>
	監査年月日	平成13年6月15日 ～ 平成14年2月7日	
改善措置	<p>(監査意見)</p> <p>1 県は年度ごとに収支状況を示す書類を作成しているが、作成基準が統一されておらず、また、その施設そのものの収支状況を明らかにするものとなっていない。</p> <p>今回、企業会計的手法の活用により、平成12年度の「行政コスト計算書」を作成し、施設の運営状況を把握した。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 派遣職員の人件費を算入するなど、企業会計的手法を活用し、各施設のトータルコスト把握に努め、管理運営の効率化を進めてまいります。</p>		

監査箇所名	13(1) 複数の施設に共通する意見	監査年月日	平成13年6月15日 ～ 平成14年2月7日
指摘事項	<p>(監査意見)</p> <p>1 施設設置当初における収支計画の策定について</p> <p>県有施設の創設については、多額の資金を要する設備投資のため、事業費(設備投資額)は慎重に検討されているが、施設開設後の管理運営費は、中・長期の収支計画が十分に検討されていない傾向がある。</p> <p>今後、設備投資の可否を判断するに当たっては、少なくとも5年程度の収支計画に基づいて検討する必要がある。</p>		
改善措置	<p>(監査意見)</p> <p>1 施設設置当初における収支計画の策定について</p> <p>「公の施設」等の新設については、事業の構想段階で「目的」、「効果」、「収支見込み」、「事業費」、「管理運営方法」等をより総合的に判断する仕組みを検討し、「あきた21総合計画第2期実施計画」の推進に当たり実施してまいります。</p>		
監査箇所名	13(2) 複数の施設に共通する意見	監査年月日	平成13年6月15日 ～ 平成14年2月7日
指摘事項	<p>(監査意見)</p> <p>2 研修施設の利用状況に関する問題点</p> <p>宿泊施設等については、本質的には必須の施設ではなく、かつ、民間業者によっても供給が可能であることを考慮すると、公益性が減少した場合、その存在意義に関し問題が生じるおそれがある。</p> <p>研修施設としての公益性を保持するためには、施設の目的に適合した利用者の割合が、全体の利用者の少なくとも50%を超えることが望ましいと考える。この意味では「生物資源総合開発利用センサー」並びに「ラサクラリブトン」については、研修者の利用割合が低く、早急に改善が望まれる。</p>		

改善措置	(監査意見) 2 研修施設の利用状況に関する問題点 各研修施設において宿泊施設の一層の有効活用、とりわけ各施設において実施される研修に伴う宿泊者等、本来の施設目的に合う利用者の増加を図るため、次の改善策を講じてまいります。		
	金属鉱業技術研修センター ・インターネット総合旅行予約システム「旅の窓口」への登録 ・ホームページを利用した情報提供 ・営業企画(各種プラン)の強化 ・リーフレットの作成・配布 ・施設の利用者実態の把握と研修生の長期利用の促進 農業研修センター(生物資源総合開発利用センター) ・宿泊型研修の増加 ・生態系公園を活用した自然観察・体験学習等の利用状況のホームページによる広報 ・教育機関、農業関係団体へのダイレクトメール 森林学習交流館(プラザグリフトン) ・常設企画イベントの宿泊プランの充実 ・総合的な学習の時間などを活用した宿泊・体験研修の受け入れ ・旅行会社等と提携した都市と山村交流イベントなどの企画の検討 青少年交流センター ・「学校外活動の支援・青少年団体の活動支援と育成」を重点目標とした主催事業等の充実 ・青年会館の自主事業の充実による青少年団体の利用率向上		
	監査箇所名	13(3) 複数の施設に共通する意見	監査年月日 平成13年6月15日 ~ 平成14年2月7日
指摘事項	(監査意見) 3 研修者利用率の改善に関する提案 金属鉱業研修センター、農業研修センター、森林学習交		

改善措置	流館及び青少年交流センターは、施設ごとに林業、青少年育成等といった固有の設立目的が規定された研修施設である。また、施設の管理運営は各所管課が担当している。このため、ほとんどの場合、条例に定められている目的に従って実施される各種研修等は、当然にその施設でのみ実施されることになるが、各分野の施設は、概ね県内1施設であり、県民の利便性の点からは問題がある。 県民の利便性を第一に考えるのであれば、その施設に限定する積極的な理由がない研修については、他の施設を利用できるように、現在の研修施設を各々「総合研修センター」と位置づけ、会議・研修・宿泊等の予約、講師の派遣等を全県一元的に管理する担当部所を設け、一般的な研修については、県内どここの研修施設でも利用できるように改める。 これにより、県民に利用しやすい施設になるとともに、潜在的な利用者を掘り起こし、施設の有効利用をもたらす。		
	(監査意見) 3 研修者利用率の改善に関する提案 各研修施設の利用は、設置目的に適ったものが優先されるが、空きがある場合には、一般的な研修のための利用も可能であり、今後、特定の施設でなければ実施できないものを除き、弾力的な運用を図ることにより、提案の趣旨を生かしてまいります。 また、各研修施設の利用予約や講師等の派遣、パンフレットの作成を一元的に管理する業務は、事務量も多くはなく、各施設が距離的に離れて設置されている現状では、県が担当課所を設けて一元的に対応するよりも、各施設がそれぞれの現場で、個別に対応する方が効率的であると思われます。 しかし、施設の有効利用のためには、イベントの実施や情報提供等のサービスについては、施設間の連携を強化し、できるだけ一元的に実施してまいります。		
	監査箇所名	13(4) 複数の施設に共通する意見	監査年月日 平成13年6月15日 ~ 平成14年2月7日

<p>指 摘 事 項</p>	<p>(監査意見) 4 業務の一部再委託契約について 県は外部の法人との委託契約において、原則として再委託を禁止し、県の許可がある場合に限って認めることとしているが、現実には、県はほとんどの場合、明示的に文書での再委託の許可を与えていない。再委託の適正性、経済性を確認するた めにも、文書での再委託の許可が必要であると考える。また、再委託業者の選定に当たっては、県の規定に準じて行われることが望ましい。</p>
<p>改 善 措 置</p>	<p>(監査意見) 4 業務の一部再委託契約について 各研修施設において再委託に当たっては事前に県の許可を得るように改善しております。また、再委託業者の選定に当たっては、県の規定に準じて競争性、透明性、公正性等に十分留意するよう指導しております。</p>

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄